

# 第 3 章

## 物的支援の受入れ

# 1

## 基本的な考え方

本町では、平常時から備蓄物資の整備を行うとともに、市町村及び民間事業者と事前に物資の供給に関する協定を締結し、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制を整えている。

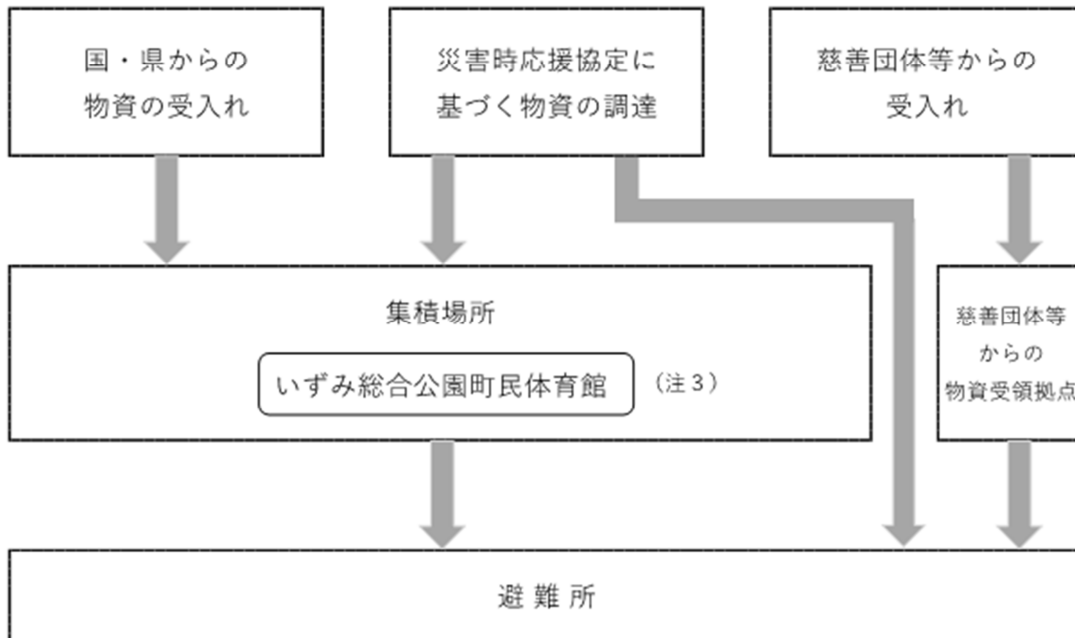
また、大規模災害が発生すると、その直後から応援団体等や個人などからの物的支援を受け入れることになる。

このことから、災害発生時の物資の受け入れを円滑に実施するため、必要な事項を定める。

# 2

## 物的支援の枠組み

本計画の対象とする物的支援の概要は、次のとおりである。



(注3) いずみ総合公園町民体育館は避難所となっているが物的支援の受け入れ時は集積場所とする。

### 3 物的支援に係る役割分担

物的支援に係る主な事務分掌を下記の表のとおり定め、受援班において、各部局と情報を共有しながら行うこととする。

事務分掌	担当班
受援、関係機関及び各部局等との調整に関すること	受援班
支援物資の保管、受払い、配分計画及び給付に関すること (物資集積場所の運営等含む)	受援班、福祉こども班 各班(状況に応じて)
食料の調達及び供給に関すること	受援班、住民経済班
民間輸送車両の確保に関すること	受援班

### 4 物資の調達に係る受援

#### 1 国、県が実施する物資の支援

##### (1) 国が実施する物資の支援(プッシュ型支援)

大規模災害が発生すると、国は県からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資(飲料水、食料、毛布等)を調達し、県が開設する物資集積拠点に緊急輸送を開始する。

##### (2) 県が実施する物資の支援

###### ア 国への支援要請

県及び県内各市町村における備蓄だけで必要量を確保することが困難な物資については、国へ支援を要請する。

#### イ 物資の備蓄

県は、災害時に県内各市町村へ支援物資を供給するため、県内27箇所（令和4年3月現在）で備蓄している。

#### ウ 県が開設する物資拠点

災害発生時において、県は国が支援する物資を受け入れるため、県物資集積拠点又は民間物流拠点を開設する。

### 2 災害時応援協定に基づく調達

民間事業者との食料品、飲料水及び生活必需品等の提供に関する災害時応援協定（注4）に基づき、状況に応じて協定締結先に支援を要請する。

（注4）本町が災害協定を締結している関係機関は38ページ～40ページに掲載。

### 3 義援物資の受入れ

義援物資は、災害発生時に提供される小口の物資であり、要請しなくても、相手方からの申し出により提供されることが多い。慈善団体等からの物資は受け入れるが、個人からの物資は原則として受け入れない。



1 国、県、市町村及び災害時応援協定等に基づく支援物資の供給量の見込みを踏まえ、受入れは次のとおりとする。

(1) 避難所における必要物資の把握

受援班は、随時、各避難所と連携し不足物資を把握する。

(2) 物資の集積場所の開設

受援班は、いずみ総合公園町民体育館管理者と連携し、支援物資の集積場所の開設手続きを行う。開設する際は本部長へ報告し、受援班を中心に必要な人員を各班から確保し、運営を行う。

また、ボランティアにも協力を依頼する。

(3) 支援物資の状況把握

受援班は、避難所からの支援物資要請の有無を問わず、関係機関から受け入れる支援物資の状況を「様式5：支援物資管理票」により把握するとともに、その後の配送状況を反映し、適切に在庫管理を行う。

(4) 配送車両の確保

受援班は、災害協定を締結している一般社団法人歌麿会等とも調整しながら配送車両を確保する。

(5) 不足する支援物資の要請

本部長は、支援物資の状況を把握し、不足が見込まれる場合は県、市町村及び災害時応援協定等に基づき要請を決定する。

(6) 支援物資の受領

支援物資は原則、物資の集積場所で受領するものとする。しかし、必要に応じて、災害時応援協定等に基づく支援は直接、避難所へ搬送を依頼する。

(7) 支援物資の仕分け

受援班は、避難所等で必要としている物資の状況を「様式6：物資仕分け要請書」に記載し、集積場所の担当へ提出する。集積場所では、受援班からの情報を基に、避難所等の配送先別に支援物資の仕分けを行う。

## (8) 避難所への配送

受援班は、集積場所での仕分け終了後に各避難所と調整し、配送日時を決定する。

集積場所の職員及びボランティア等で積込みを実施し、住民経済班及び災害協定を締結している一般社団法人歌麿会等が避難所へ配送する。

2 個人からの義援物資は原則、受け付けないが、事前連絡等がなく送付された物資は次のとおりとする。

### (1) 義援物資受領拠点の開設

受援班は、事前連絡等がなく義援物資が送付されることを見込み、被災状況等を勘案し、義援物資の受領拠点を開設する。開設後は、本部長へ報告する。なお、受領拠点の選定に際しては、物資の仕分け作業や保管場所の確保が十分に可能な場所とする。

### (2) 受領拠点での作業人員の確保

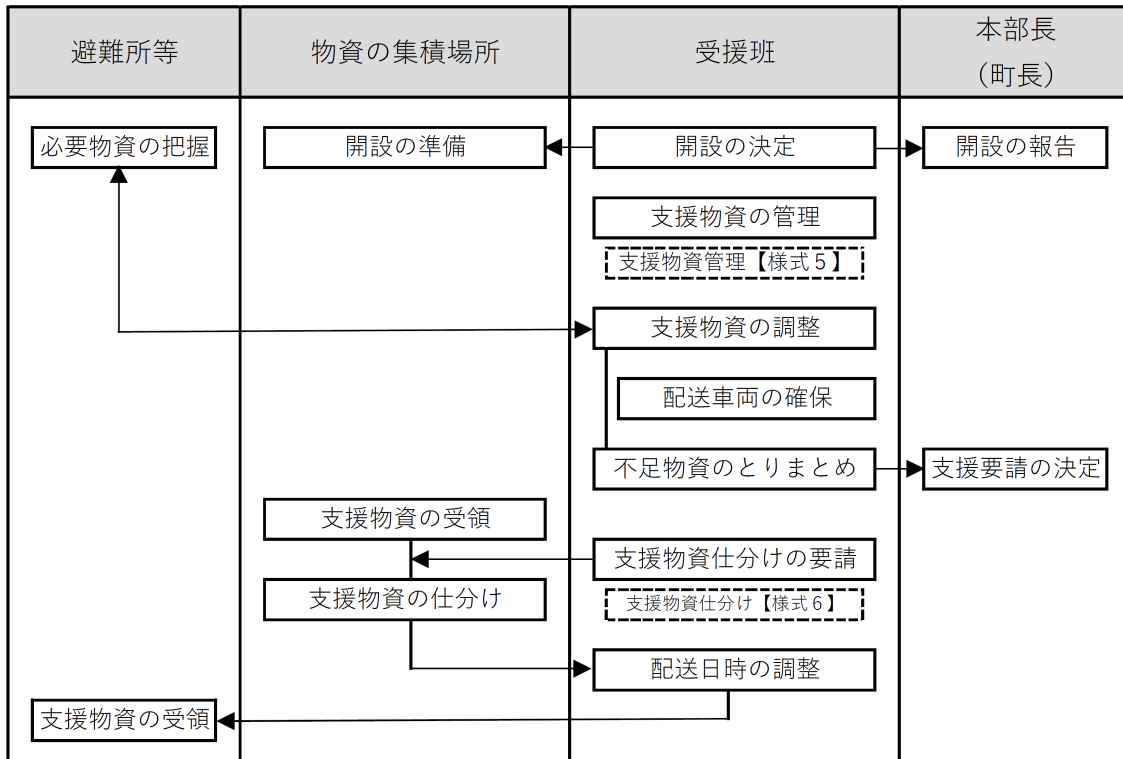
義援物資を受領する拠点での作業は、原則としてボランティアに協力を依頼するものとし、受援班は、大泉町ボランティアセンター本部に対して支援を要請する。

(3) 受援班は、義援物資の受領状況を「様式7：義援物資管理票」で把握するとともに、義援物資の有効活用を柔軟に検討していく。

# 7

## 物的支援の受入事務フロー

### 1 国、県、市町村及び災害時応援協定等に基づく支援物資の受入れ



### 2 義援物資の受入れ

